

## 目次

<b>第1章 総 則</b> .....	1
第1条 (目 的) .....	1
第2条 (賃金の構成) .....	1
第3条 (賃金の計算期間および支払日) .....	1
第4条 (賃金の計算方法及び欠勤等の計算) .....	2
第5条 (臨時休業の賃金) .....	2
第6条 (賃金の支払方法) .....	2
<b>第2章 基 本 給</b> .....	2
第7条 (基本給) .....	2
第8条 (基本給の額) .....	2
第9条 (休暇等の賃金) .....	3
第10条 (賃金改定) .....	3
<b>第3章 各種手当等</b> .....	3
第11条 (時間外労働割増賃金、休日労働割増賃金、深夜労働割増賃金) ....	3
第12条 (家族手当) .....	4
第13条 (資格手当) .....	4
第14条 (職能手当) .....	4
第15条 (土日祝手当) .....	4
第16条 (通勤手当) .....	4
第17条 (障害福祉サービス等処遇改善) .....	4
<b>第4章 賞 与</b> .....	5
第18条 (賞与の支給) .....	5
<b>付 則</b> .....	5

【賃金規程】

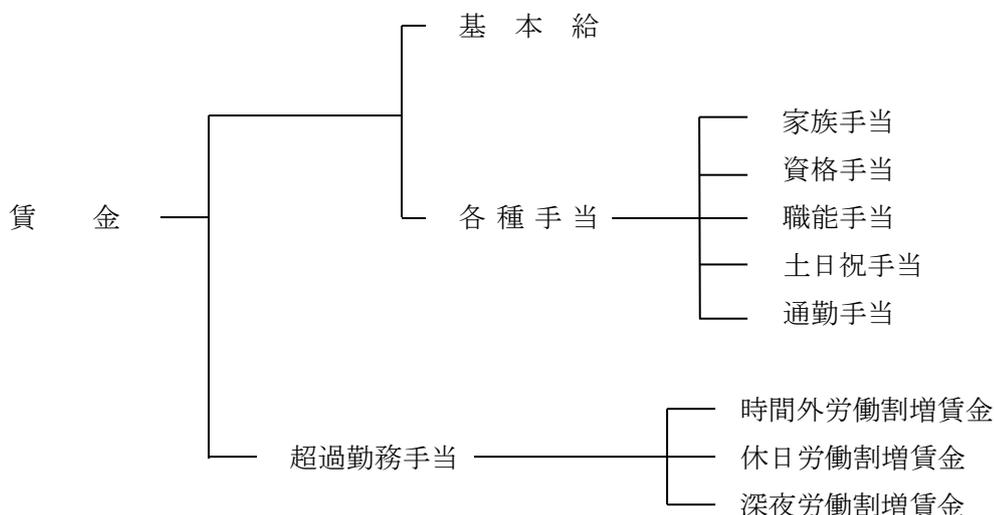
## 第1章 総 則

### 第1条（目 的）

この規程は、特定非営利活動法人プロジェクトゆうあい（以下「法人」という。）の就業規則に基づき、職員に対する賃金の決定、計算および支払の方法、締切および支払の時期ならびに昇給・降給、賞与に関する定めをすることを目的とする。ただし、正職員以外の準職員等について、その者に適用する特別の定めをした場合には、その定めによる。

### 第2条（賃金の構成）

賃金の構成は次のとおりとする。



### 第3条（賃金の計算期間および支払日）

賃金は、毎月 1 日から起算し当月末日に締めて計算し（以下「賃金計算期間」という。）、翌月 20 日（支払日が金融機関休業日の場合はその前日の営業日）に支払う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一つに該当するときは、職員（職員が死亡したときはその遺族）の請求により、賃金支払日の前であっても既往の労働に対する賃金を支払う。

- (1) 職員が死亡したとき
- (2) 職員またはその収入によって生計を維持している者が結婚し、出産し、疾病にかかり災害を受け、および職員の収入によって生計を維持している者が死亡したため費用を必要とするとき
- (3) やむを得ない事由により 1 週間以上帰郷するとき
- (4) その他、法人がやむを得ないと認めたとき

第4条（賃金の計算方法及び欠勤等の計算）

遅刻、早退、欠勤などにより、所定労働時間の全部または一部を休業した場合においては、その休業した時間に対応する基本給及び諸手当を支給しない。ただし、この規程または就業規則に別段の定めのある場合はこの限りではない。

- 2 賃金計算期間の中途において雇入れまたは退職した者に対する当該計算期間における賃金は日割りで計算して支給するものとする。

第5条（臨時休業の賃金）

職員が法人の都合により臨時に休業した場合は、休業1日につき労働基準法に規定する平均賃金の100分の60以上を支給する。

第6条（賃金の支払方法）

賃金は通貨で直接職員にその全額を支払う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは支払いのときに控除する。ただし、第5号以下については、職員代表者と書面による控除協定に基づいて行うものとする。
  - (1) 源泉所得税
  - (2) 住民税
  - (3) 健康保険（介護保険を含む）および厚生年金保険の保険料の被保険者負担分
  - (4) 雇用保険の保険料の被保険者負担分
  - (5) 財形貯蓄
  - (6) その他職員の便宜のため控除協定により行うもの
- 3 法人は、本人の同意を得た場合は、本人が指定する銀行その他の金融機関の本人名義の預金または貯金口座への振込みによることができる。

## 第2章 基本給

第7条（基本給）

基本給は、月給（日給月給）制とする。

第8条（基本給の額）

基本給は、本人の保有資格、能力、経験、職務内容、人事考課などを勘案して各人ごとに決定する。

## 第9条（休暇等の賃金）

年次有給休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。

- 2 産前産後の休業期間、母性健康管理のための休暇、育児・介護休業法に基づく育児休業・介護休業の期間及び子の看護等休暇、育児目的休暇、介護休暇の期間、公民権行使の時間、裁判員休暇の期間、育児時間、生理日の休暇の期間は、無給とする。
- 3 就業規則第45条に定める休職期間中は、原則として賃金を支給しない。
- 4 就業規則第43条に定める慶弔休暇・特別休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。

## 第10条（賃金改定）

賃金改定（昇給及び降給）は、法人の業績、本人の勤務成績等を勘案して、原則として毎年7月1日（8月に支払う給与）に行うこととし、基本給及び各種手当について行うものとする。

- 2 賃金改定（昇給及び降給）の額は、前項により各人ごとに決定する。

### 第3章 各種手当等

## 第11条（時間外労働割増賃金、休日労働割増賃金、深夜労働割増賃金）

法定労働時間を超えて、又は休日に労働した場合においては、時間外労働割増賃金又は休日労働割増賃金を、深夜（22時から5時までの間）において勤務した場合には深夜労働割増賃金を、それぞれ次の算式により支払う。

なお、下記の基準内手当の額は、各種手当の合計から労働基準法に定める割増賃金の基礎から除外すべき手当を除いた額とする。

※月給（日給月給）制の場合

時間外労働割増賃金 (所定休日労働を含む)	$\frac{\text{基本給} + \text{基準内手当}}{\text{1か月平均所定労働時間数}} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$
休日労働割増賃金 (法定休日労働のみ)	$\frac{\text{基本給} + \text{基準内手当}}{\text{1か月平均所定労働時間数}} \times 1.35 \times \text{休日労働時間数}$
深夜労働 割増賃金	$\frac{\text{基本給} + \text{基準内手当}}{\text{1か月平均所定労働時間数}} \times 0.25 \times \text{深夜労働時間数}$

- 2 前項の表の1か月平均所定労働時間数は、次の算式により計算する。

$$\frac{(365 \text{日} - \text{年間所定休日日数}) \times \text{1日の所定労働時間数}}{12 \text{ヶ月}}$$

※うるう年のとき、上記の365日は、366日となります。

#### 第12条（家族手当）

家族手当は、届出のあった健康保険法上の扶養親族一人につき、月額5,000円を支給する。

#### 第13条（資格手当）

資格手当は、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、保育士等の業務上有用な資格を保有し、且つその資格を活かした業務に従事する場合、別表1で定めた額に1か月平均所定労働時間数を乗じた額を月額で支給する。

#### 第14条（職能手当）

職能手当は職務上責任の重い管理的地位にある者に対し、別表2で定めた額に1か月平均所定労働時間数を乗じた額を月額で支給する。

#### 第15条（土日祝手当）

土日祝手当は、土日祝日に勤務した者に対し、勤務時間×50円を支給する。

#### 第16条（通勤手当）

通勤手当は、居住地から就業先となる事業場までの距離が片道5km以上で交通用具（自転車を除く）を使用するか、又は公共交通機関を利用して通勤する者に対し、次のとおりの額を支給する。

（1）公共交通機関利用者には、定期乗車券を支給する。

（2）交通用具（自転車を除く）を使用する者には、下記のとおりで支給する。

片道の通勤距離×2×15円×実勤務日数※

（※年次有給休暇及び慶弔休暇・特別休暇の日を除く）

2 第1項の通勤経路は、最も経済的且つ合理的な経路及び方法によるものでなければならない。

3 通勤手当の上限は月額21,000円とする。

#### 第17条（障害福祉サービス等処遇改善）

基本給、資格手当、職能手当、賞与には、障害福祉サービス等処遇改善加算による賃金改善を含むものとする。

- 2 前項の場合において、障害福祉サービス等処遇改善加算の制度がなくなった折には、賞与等の額が減額となることがある。

## 第4章 賞 与

### 第18条（賞与の支給）

賞与は毎年2回（7月と12月）、法人の業績を考慮したうえ、職員の勤務成績等を勘案し、その支給日に在籍する者に賞与を支給する。また、業績に応じて3月に支給することもある。ただし、業務成績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合には、支給日を変更し、または支給しないことがある。

- 2 賞与の支給日は、その都度定める。

## 付 則

1. この規程は、平成18年 7月13日より施行する。
2. この規程は、平成21年 3月21日より施行する。
3. この規程は、平成24年 6月20日より施行する。
4. この規程は、平成30年 4月 1日より施行する。
5. この規程は、平成30年 7月 1日より施行する。
6. この規程は、令和 6年 4月 1日より施行する。
7. この規程は、令和 6年 7月 1日より施行する。
8. この規程は、令和 7年11月 1日より施行する。

## &lt;別表1&gt;

## 資格手当表（1時間あたり）

資格名	支給額
社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士、公認心理師等	50円

※2以上の資格取得者は重複支給するが、上限を100円とする。

## &lt;別表2&gt;

## 職能手当表（1時間あたり）

職名	支給額
管理者+サービス管理責任者または児童発達支援管理責任者	700円
管理者	500円
地域活動支援センター管理者、相談支援事業所管理者	200円
サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、相談支援専門員責任者	400円
その他の業務責任者	300円
サービス管理責任者補佐、児童発達支援管理責任者補佐、相談支援専門員	200円
チームリーダー、主任	100円